

岐阜大学大学院医学系研究科動物実験審査委員会細則

平成16年4月1日

岐阜大学医学部規則第7号

(趣旨)

第1条 岐阜大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院(以下「医学系研究科等」という。)における動物実験を適正に行うため、国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程(以下「規程」という。)第12条第1項第1号に基づき、医学系研究科等に医学系研究科動物実験審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会に関し必要な事項はこの細則の定めるところによる。

(審議事項等)

第2条 委員会は、規程第5条第3項の規定により付託された医学系研究科等における動物実験計画に関する事項及び当該計画の実施の可否を審議又は調査するとともに、次に掲げる事項を審議する。

- 一 動物実験施設の利用に関する事。
- 二 動物実験施設の環境保全に関する事。
- 三 その他動物実験を適正に行うために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者を主体として構成するものとし、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院医学系研究科の実験動物管理者 1人
- 二 医学系研究科等から選出された教育職員 5人
- 三 医学系研究科等以外の部局から選出された教育職員 1人
- 四 その他大学院医学系研究科長(以下「医学系研究科長」という。)が必要と認める者
- 五 医学系研究科・医学部事務長補佐

2 前項の委員には、岐阜大学組換えDNA実験安全委員会及び岐阜大学病原体等安全管理委員会の委員を含めるものとする。

3 第1項第2号から第4号までの委員は、医学系研究科長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、大学院医学系研究科の実験動物管理者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員は、審査の対象となる動物実験実施者である場合には、その審議に参加することはできない。

3 議事は、出席委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 動物実験計画の審査については、次の判定により行うものとする。

- 一 承認
- 二 条件付き承認
- 三 不承認
- 四 非該当

5 審査の対象となる動物実験実施者は、委員会の要請があった場合には、委員会で当該実験計画を説明しなければならない。

6 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(動物実験計画の申請)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等を実施又は変更等するときは、規程第15条に定める手続きに従い、動物実験計画書又は動物実験計画(変更・追加)承認申請書を分野等の長を経て委員長に提出するものとする。

(審査結果の通知)

第8条 委員長は前条の申請に係る審査終了後速やかに、分野等の長及び動物実験責任者に第6条第4項に定める判定により審査結果を通知するものとする。この場合において、審査結果が条件付き承認のときにはその条件を、不承認又は非該当のときにはその理由を付記するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医学系研究科・医学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の意見を聴いて、医学系研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成29年4月1日から施行する。